

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

#### 鳥取県人事委員会規則第40号

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則（平成20年鳥取県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条及び別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）別表第2の備考2、別表第3アの備考2、同表イの備考2、別表第4の備考2、別表第5アの備考2、同表イの備考2、<u>同表ウの備考2若しくは別表第6の備考2</u>、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号。以下「平成17年改正給与条例」という。）附則第15項、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号。以下「平成18年改正給与条例」という。）附則第7条又は平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号。以下「規則」という。）第4条若しくは第5条の規定に基づき、給料表に定める給料月額等に1,000分の965又は1,000分の936を乗じて得た額を給料月額とすると他の職員との権衡を失することとなる場合における給料月額の調整に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例別表第2の備考2等に基づく給料月額調整）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）別表第2の備考2、別表第3アの備考2、同表イの備考2、別表第4の備考2、別表第5アの備考2、同表イの備考2及び同表ウの備考2の規定に基づき、給料表に定める給料月額に1,000分の965を乗じて得た額を給料月額とすると他の職員との権衡を失することとなる場合における給料月額の調整に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例別表第2の備考2等に基づく給料月額調整）</p>

第2条 条例別表第2から別表第6までの給料表の適用を受ける職員（再任用職員以外の職員に限る。）であって、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの給料表に定める給料月額に乘じる割合は、当該職務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ別表の割合欄に定める割合とする。

2 略

（平成17年改正給与条例附則第15項の人事委員会が別に定める割合等）

第3条 次の各号のいずれかに該当する職員であって、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの平成17年改正給与条例附則第15項、平成18年改正給与条例附則第7条又は規則第4条若しくは第5条の規定の適用については、これらの規定中「1,000分の965」又は「1,000分の936」とあるのは、当該職務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ同表の割合欄に定める割合とする。

- （1）平成17年改正給与条例附則第15項の規定の適用を受ける職員
- （2）平成18年改正給与条例附則第7条の規定の適用を受ける職員
- （3）規則第4条又は第5条の規定の適用を受ける職員

（この規則により難しい場合の措置）

第4条 略

別表（第2条関係）

ア 公安職給料表

職務の級	号給	割合
4級	略	
	120号給	10,000分の9,659
7級	21号給	10,000分の9,367
	22号給	10,000分の9,370
	23号給	10,000分の9,371
	24号給	10,000分の9,372
	25号給	10,000分の9,375
	26号給	10,000分の9,375
	27号給	10,000分の9,376
	28号給	10,000分の9,377

第2条 条例別表第2から別表第5までの給料表の適用を受ける職員（再任用職員以外の職員に限る。）であって、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからキまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの給料表に定める給料月額に乘じる割合は、当該職務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ同表の割合欄に定める割合とする。

2 略

（この規則により難しい場合の措置）

第3条 略

別表（第2条関係）

ア 公安職給料表

職務の級	号給	割合
4級	略	
	120号給	10,000分の9,659

	29号給	10,000分の9,380
	30号給	10,000分の9,373
	31号給	10,000分の9,369
	32号給	10,000分の9,362

イ 略

ウ 教育職給料表(2)

職務の級	号給	割合
略		
特2級	略	
	13号給	10,000分の9,664
3級	1号給	10,000分の9,437
	2号給	10,000分の9,409
	3号給	10,000分の9,377

エ～カ 略

キ 医療職給料表(3)

職務の級	号給	割合
3級	略	
	101号給	10,000分の9,652
6級	1号給	10,000分の9,375

ク 海事職給料表

職務の級	号給	割合
5級	50号給	10,000分の9,362
	51号給	10,000分の9,363
	52号給	10,000分の9,361

--	--	--

イ 略

ウ 教育職給料表(2)

職務の級	号給	割合
略		
特2級	略	
	13号給	10,000分の9,664

エ～カ 略

キ 医療職給料表(3)

職務の級	号給	割合
3級	略	
	101号給	10,000分の9,652

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。